別記様式第八号から別記様式第十九号までを削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

（外国格付の表示を付している者の届出）

第二条　改正法附則第三条第二項の規定による届出は、附則別記様式の届出書を独立行政法人農林水産消費安全技術センターを経由して農林水産大臣に提出して行わなければならない。

附則別記様式（附則第二条関係）

年　　月　　日

農林水産大臣　殿

事　業　者　名

外国格付の表示届出書

日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第二条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1　事業者の氏名又は名称及び住所

2　事業者の代表者又は管理人の氏名

3　外国格付の表示を付している農林物資の種類

4　外国格付の表示を付している事業所の名称及び所在地

（経過措置）

第三条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の別記様式第十二号から第十七号まで及び第十九号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、それぞれこの省令による改正後の別記様式第一号から第七号まで（次項において「新様式」という。）によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕ってそれぞれ新様式として使用することができる。

（日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和三年農林水産省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

本則中日本農林規格等に関する法律施行規則第七十八条の改正規定（同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える部分に限る。）を削る。